

データサイエンスリテラシープログラムの認定に関する要項

(令和2年3月27日 教育・学生支援機構長裁定)

第1 趣旨

この要項は、データサイエンスリテラシープログラム（以下「プログラム」という。）の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 プログラムの編成

プログラムは、教育・学生支援機構が公示する授業科目のうち、データサイエンス総論Ⅰ、データサイエンス総論Ⅱ及び次に定める科目群に区分する授業科目から編成する。

- (1) 数学科目群
- (2) 統計科目群
- (3) 情報処理演習科目群
- (4) プログラミング基礎科目群
- (5) 情報概論科目群

第3 プログラムの認定対象

プログラムの認定対象は、学部学生とする。

第4 プログラムの認定要件

プログラムを認定することができる学生は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) データサイエンス総論Ⅰ及びデータサイエンス総論Ⅱを修得していること。
- (2) 数学科目群及び統計科目群のうちから2単位以上を修得していること。
- (3) 情報処理演習科目群及びプログラミング基礎科目群のうちから2単位以上を修得していること。
- (4) 情報概論科目群から2単位以上を修得していること。
- (5) 前第1号から第4号までの修得単位の合計が12単位以上であること。

第5 プログラムの認定申請

プログラムの認定を受けようとする学生は、所定の期日までにプログラムの認定に係る申請を行わなければならない。

第6 プログラムの認定

プログラムの認定は、教育・学生支援機構コモシリテラシーセンター数理・データサイエンス部門が行う。

第7 プログラム認定証書の授与

教育・学生支援機構長は、プログラムの認定を受けた者に、プログラム認定証書（別記様式）を授与する。

第8 雑則

この要項に定めるもののほか、プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。